

# 仮運転免許証の有効期間延長の手続きについて

## 仮運転免許証の延長措置手続きとは

仮運転免許証の有効期間については、当該仮免許に係る適性試験を受けた日から起算して6月の有効期限ですが、新型コロナウイルス感染症への対応として、緊急事態宣言が発令されていた期間の末日までに当該適性試験を受けた方で、仮運転免許証の有効期間の末日までに申し出があれば、緊急事態宣言が発令されていた期間の日数分、特別措置として有効期間が延長されます。

## 対象者

山形県内住所又は山形県内の指定自動車教習所に入所した方で、仮運転免許証の有効期限が過ぎてしまいそうな方

## 申請場所・受付時間（本人及び代理人による申請）

### 1 指定自動車教習所において教習を受けている方

- 総合交通安全センター試験係（2F）又は教習所の所在地を管轄する警察署窓口（※）  
（※）山形署・上山署・天童署・村山署・寒河江署では申請できません。
- 月曜日から金曜日（平日） 午前8時30分～午後5時15分

### 2 一般試験等により交付を受けた方

- 総合交通安全センター試験係（2F）又は住所を管轄する警察署交通課窓口（※）  
（※）山形署・上山署・天童署・村山署・寒河江署では申請できません。
- 月曜日から金曜日（平日） 午前8時30分～午後5時15分

## 必要なもの

- ★仮免許運転可能期間指定申請書（上欄部を記入）  
（様式は申請窓口又は県警ホームページからダウンロードすることができます。）
- ★仮運転免許証の原本（有効期限が経過していないこと。）
- ★委任状（代理人による申請の場合）  
（様式は申請窓口又は県警ホームページからダウンロードすることができます。）  
※代理人とは、親族等及び指定自動車教習所管理者に限ります。

## 郵送手続きによる申請の場合

### 1 送付先

郵便番号 994-0068 天童市大字高掬1300  
総合交通安全センター 試験係  
（赤字で「仮免許運転可能期間指定申請書在中」と記載し、簡易書留郵便に限ります。）

### 2 郵送手続きに必要なもの

- ★仮免許運転可能期間指定申請書（上欄部を記入）  
（様式は申請場所又は県警ホームページからダウンロードできます。）
- ★申請者の仮運転免許証のコピー両面（有効期限が経過していないこと。）
- ★返信用封筒1通  
（封筒に簡易書留郵便料金404円分の切手の貼付し、返信先の記載をお願いします。）

### 3 その他

- 運転可能期間の末日を記載したシールを返送しますので、仮免許証裏面備考欄に貼付されるまで運転可能期間の延長手続きが完了されません。
- 期限が切れる前に必着するよう、余裕をもって郵送してください。
- 郵送書類に不備がある場合は、返信されない可能性があります。
- この手続き内容は今後変更される可能性があります。